

暫定逆線引き地区に関する 都市計画 区域区分・地区計画・準防火地域（案）の縦覧



埼玉県と市では、旧暫定逆線引き地区の市街化区域への編入に係る区域区分の変更、地区計画の変更および準防火地域の指定のため調整を進めてきました。

この区域区分の変更、地区計画の変更および準防火地域の指定に関する案の縦覧の実施についてお知らせします。

なお、各地区の地区計画（原案）からの変更点につきましては次ページをご覧ください。

☎/都市計画課 内2512 ☎463-2518

<旧暫定逆線引き地区・一覧>

	地区名	所在地	面積
1	宮戸二丁目地区	宮戸二丁目の一部	約10.8ヘクタール
2	岡一丁目地区	岡一丁目の一部	約10.0ヘクタール
3	根岸台二丁目地区	根岸台二丁目の一部	約14.9ヘクタール
4	根岸台七丁目東地区	根岸台七丁目の一部	約8.9ヘクタール
5	根岸台七丁目西地区		約8.6ヘクタール

※市内には、上記「5地区」の旧暫定逆線引き地区があります。

区域区分（案）の縦覧について（埼玉県）

埼玉県が区域区分を決定するにあたり、市民の皆さんおよび利害関係のある方から意見を聴くため、次のとおり都市計画法第17条第1項に基づく縦覧を行います。この区域区分の案にご意見のある方は、次の方法で埼玉県あてに意見書を提出することができます。

対象となる都市計画／朝霞都市計画区域区分の変更（埼玉県決定）

案の概要／旧暫定逆線引き地区について、地区計画の策定による市街地形成が確実となったことから、市街化区域へ編入するものです。

縦覧期間／7月9日（金）～23日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

縦覧場所／埼玉県都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、市役所都市計画課

※案は、埼玉県都市計画課ホームページおよび市ホームページからも見ることができます。

意見書提出方法／区域区分の案についてご意見のある方は、縦覧場所にある意見書に必要事項を記入のうえ、7月23日（金）（必着）までに、埼玉県都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所または市役所都市計画課へ郵送または直接持参してください。

※意見書の様式は、埼玉県都市計画課ホームページおよび市ホームページからもダウンロードできます。

意見提出者の条件／市内に住所を有する方、利害関係人

注意事項／提出されたご意見に対する個別の回答はしません。電話での受け付けはできません。

地区計画（案）の縦覧について（朝霞市）

朝霞市が地区計画を決定するにあたり、市民の皆さんおよび利害関係のある方から意見を聴くため、次のとおり都市計画法第17条第1項に基づく縦覧を行います。この地区計画の案にご意見のある方は、次の方法で朝霞市あてに意見書を提出することができます。

対象となる都市計画／朝霞都市計画地区計画の変更（朝霞市決定）

案の概要／旧暫定逆線引き地区の市街化区域への編入にあわせて、良好な住環境の住宅地の形成を図るため、地区計画を決定するものです。

縦覧期間／7月9日（金）～23日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

縦覧場所／市役所都市計画課

※案は、市ホームページからも見ることができます。

意見書の提出／地区計画の案についてご意見のある方は、縦覧場所にある意見書に必要事項を記入のうえ、7月23日（金）（必着）までに市役所都市計画課に郵送または直接持参してください。

※意見書の様式は市ホームページからもダウンロードできます。

意見を提出できる方／市内に住所を有する方、利害関係人

注意事項／提出されたご意見に対する個別の回答はしません。電話での受け付けはできません。

準防火地域（案）の縦覧について（朝霞市）

朝霞市が準防火地域を決定するにあたり、市民の皆さんおよび利害関係のある方から意見を聴くため、次のとおり都市計画法第17条第1項に基づく縦覧を行います。この準防火地域の案にご意見のある方は、次の方法で朝霞市あてに意見書を提出することができます。

対象となる都市計画／朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更（朝霞市決定）

案の概要／旧暫定逆線引き地区の市街化区域への編入にあわせて、計画的で安全・安心のまちづくりを推進するため、新たに準防火地域を指定するものです。

縦覧期間／7月9日（金）～23日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

縦覧場所／市役所都市計画課

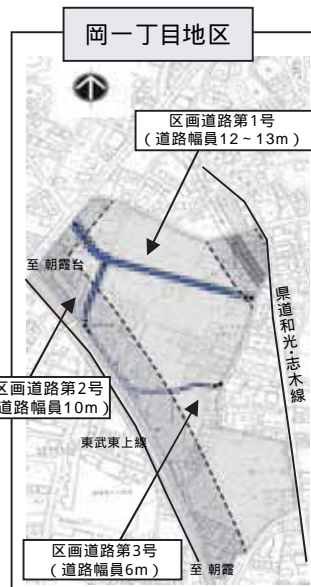
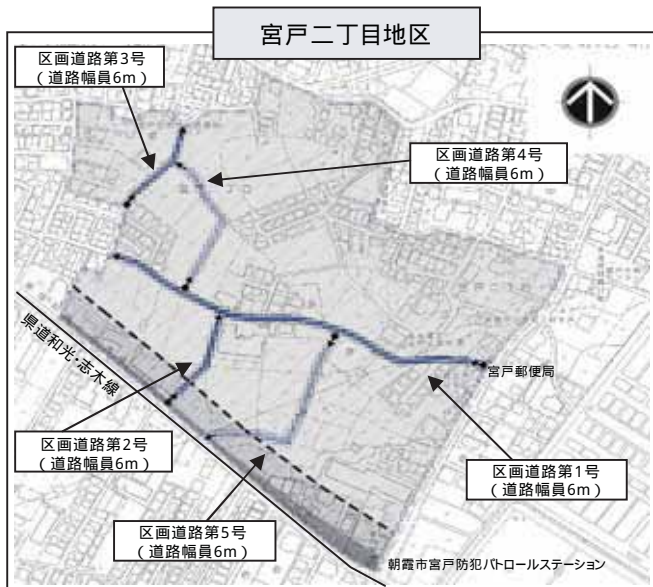
※案は、市ホームページからも見ることができます。

意見書の提出／準防火地域の案についてご意見のある方は、縦覧場所にある意見書に必要事項を記入のうえ、7月23日（金）（必着）までに市役所都市計画課へ郵送または直接持参してください。

※意見書の様式は市ホームページからもダウンロードできます。

意見を提出できる方／市内に住所を有する方、利害関係人

注意事項／提出されたご意見に対する個別の回答はしません。電話での受け付けはできません。

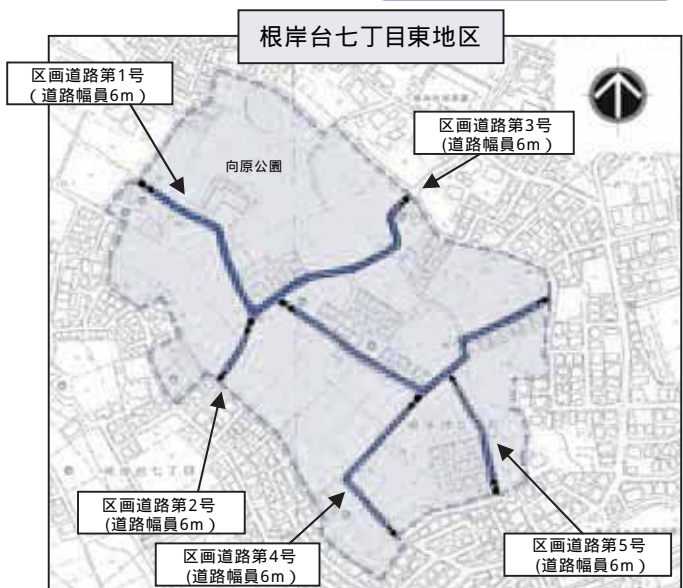


<道路幅員等の見直しの経緯>
平成22年2月に開催した説明会等においては多くの市民の方から、また、朝霞市都市計画審議会および埼玉県南西部消防本部からも、車両等の円滑な通行や消防活動を行うためには道路が4mでは狭いので、広くしてほしいとのご意見をいただきましたので、区画道路の幅員等についての見直しを行いました。

凡例

- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 既存道路
- 新設道路
- 都市計画道路

※詳細は縦覧図書および市ホームページをご覧ください。



【暫定調整区域の市街化編入に係る地区計画(原案)からの主な変更点】
原案からの主な変更点は、以下のとおりです。

- 宮戸二丁目地区：区画道路第3号～第5号の道路幅員を4mから6mに変更しました。
- 根岸台二丁目地区：区画道路第4号の道路幅員を4mから6mに変更しました。
- 根岸台七丁目東地区：区画道路第4号～第5号の道路幅員を4mから6mに変更しました。
- 根岸台七丁目西地区：区画道路第3号の道路幅員を4mから6mに変更しました。

(※岡一丁目地区の区画道路の幅員変更はありません。)

・5地区共通：地区施設の整備の方針に、「住環境の向上を図るため、公園の整備に努める」とする内容の文言を追加しました。

※地区施設道路(=区画道路)の位置など、地区計画(案)の詳細につきましては、縦覧図書および市ホームページをご覧ください。

※地区計画は、地区にふさわしいまちづくりを進めるため、その地区に応じたまちづくりのルールを都市計画に定める制度です。
※平成22年3月に実施しました都市計画法第16条第2項に基づく地区計画(原案)の縦覧結果につきましては、縦覧図書および市ホームページをご覧ください。

郵送先

埼玉県都市計画課	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県朝霞市土整備事務所	〒351-0033	朝霞市大字浜崎678番地
朝霞市役所都市計画課	〒351-8501	朝霞市本町1-1-1